

# 香港の栄養表示制度

2009年8月 日本貿易振興機構（香港）

（免責事項）

本資料は、日本から香港への食品輸入、販売等を行う実需者への情報提供として作成したものです。香港政府の作成した資料を基に和訳していますが、執筆後に規則が改定・変更され本資料の内容と異なっていることもあり得ます。この翻訳資料の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。ジェトロ香港は、本資料に起因して発生した損害・不利益等について、一切責任を負いません。

実際の輸入・販売を行う際においては、香港政府の該当機関および各専門家に照会される等、最新情報の確認をお勧めします。

※本資料の無断での引用・転載は禁じています。

# 少量販売商品に対する免除制度に基づく 栄養表示規則適用免除規定

5.8.2009

# 少量販売商品に対する措置

《2008年食品および薬品(成分および表示)(改訂:栄養表示および強調表示に関する規定)規則》に基づく

- ✿ 香港における年間販売量が30,000個を上回らない、同一バージョンの包装済み商品は、栄養表示の提供を免除される。
- ✿ 予め、食物環境衛生署の食物安全中心の許可を得る必要がある。

# 免除の規制

- ❖ 製品ラベルに一定の栄養情報があっても、その商品は免除を受けられる。但し、提供する情報は必ず正確であり、成分について誤解を招くようなことがないこと。
- ❖ 商品ラベル或いは宣伝広告で強調表示をした場合、その商品は免除を付与されない。

# 免除の申請資格者

- ✿ 輸入業者 (輸入製品)
- ✿ 製造業者 (国内製品)
  
- ✿ 同一の商品に対し、一つ以上の輸入業者  
或いは製造業者の申請が認められる。

# ある食品が同一バージョンであるか 否かをいかに判定するか?

- ✿ ある食品が同一バージョンであるかどうかを判定する場合、以下の要素を考慮することができる。

食品材料、包装のサイズ、味、製造業者または包装業者、容器およびその他の特徴。

- ✿ 上記要素のうち一項目でも異なる場合、その食品は異なるバージョンとみなすことができる。食品業者は、異なるバージョンの商品に対し別途免除の申請をしなければならない。

# 包裝サイズの異なる同一商品は 異なるバージョンとみなす



# 味の異なる同一商品は 異なるバージョンとみなす



# ある食品が同一バージョンであるか 否かをいかに判定するか？

- ❖ 上述の各要素は全て同じである場合でも、**包装デザイン**或いは**レイアウト**が異なる商品については、実際の状況に基づき異なるバージョンとみなすか否かを決定する。
- ❖ 食品業者は判定の参考材料として商品の詳細情報および包装サンプルを提供しなければならない。

# 販売量をいかに計算するか？

- 販売量とは、**製造業者／輸入業者**が各方面に**販売した**数量を指す(すなわち、卸売業者／小売業者に販売した個数)。
- 小売業者が最終消費者に販売した数量ではない。
- **販売単位**とは、たとえば、250ml×6個など、最終消費者に販売する際の包装単位を指す。食品業者は販売単位を免除申請書に明記しなければならない。

# 6個パックの販売単位



# 販売量をいかに計算するか？

- ❖ 免除を受ける商品の販売量とは、全ての免除を受けた者が販売する当該商品の総販売量を指す。
- ❖ 免除を受ける商品の販売量には、免除を受けていないその他製造業者または輸入業者が販売した同一商品の販売量は含まれない。

# 免除費用

《改訂規則》の規定に基づき、

- ✿ 免除を受けるための初年度費用は年間345香港ドル。
- ✿ 以後、毎年の更新費用は年間335香港ドル。
- ✿ 食品安全中心により免除が取り消された場合、あるいは免除を受けた者が自らこれを取り消した場合でも、既に支払われた費用は返金されない。

# 免除の適用条件

- ❁ 免除を受けた者は、食品安全中心に課された**各項条件**を遵守した場合には、免除の付与と更新を受けられる。

# 免除の適用条件

- (a) 免除を受けた者は、卸売業者／小売業者に対し、販売目的で免除を受けた商品を陳列する場合、規則の適用免除を受けたことを示す規定のラベル／シールを貼るよう通知しなければならない。

# 免除の適用条件

- (b) 免除を受けた個人或いは会社の情報、商品情報または卸売業者／小売業者の名簿に**変更**が生じた場合、一ヶ月以内に食品安全中心に通知しなければならない。

# 免除の適用条件

(c) 免除を受けた者は当該商品の**一切の流通記録**を少なくとも二年間保管しなければならない。

食品安全中心の検査要請に応じて、関連する記録を提出しなければならない。

# 免除の適用条件

(d) 免除を受けた者は当該商品の**販売量**を毎月10日までに報告しなければならない。

食品安全中心の要請に基づき、報告された販売量を裏付ける**関連記録**や**帳簿**を検査のために提出しなければならない。

# 免除の適用条件

- (e) 免除を受けた者は、食品安全中心が指名した者が、免除を受けた商品の販売量に関連する記録や帳簿を検査することを許可しなければならない。

# 免除の適用条件

- (f) 免除を受けた者は、該当商品のラベル  
或いは宣伝広告にいかなる強調表示も行  
ってはならない。

# 免除の取り消し

- ✿ 上述の条件に違反した場合、食品安全中心は**警告レター**を出し、免除を受けた者が指定の期日内にこれを訂正することを要求する。
- ✿ 免除を受けた者がこの警告に応じなかった場合、当該免除は**取り消される**。

# 免除の取り消し



免除を受けた者の違反により免除が取り消された場合、食品安全中心は以後**二年間**、当事者に対し同一商品に関する免除を付与しない。

# 免除の取り消し

- 販売数が免除の限度の30,000個を上回った場合、免除は取り消される。
- 食品安全中心は、同一商品に対して二年間は免除を付与しない。

# 免除の更新

- 免除有効期間の終了時、販売量が30,000個を上回らなかった場合、一年間の免除の更新を受けられる。
- 販売量の記録はゼロから数え直しとなる。
- 免除の更新をする者は全員、年間更新料を納めなければならない。
- 免除の更新をした後は、引き続き同じ免除番号を使用する。

# 免除適用商品のラベル

- ❁ 免除を受けた商品が販売目的で陳列される場合、以下のようなラベル／シールを貼る必要がある。

この製品は栄養表示を免除されています

**Nutrition Labelling Exempted**

免除番号 **Exemption No. :** \_\_\_\_\_

# 免除適用商品のラベル

✿ 表示文に関する必須事項:

(a) 中国語と英語の併記、

(b) フォントサイズは10ポイント以上(商品のパッケージの総表面積が200cm<sup>2</sup>未満である場合は、6ポイント以上)、

# 免除適用商品のラベル

表示文に関する必須事項:

- (c) 薄い背景色に濃い色のブロック体、或いは濃い背景色に薄い色のブロック体で印刷、及び
- (d) 長方形、正方形或いは丸で囲む。

# 免除適用商品のラベル

- ❖ ラベルには上記の表示文以外の内容を一切含んではならない。
- ❖ ラベルはしっかりとパッケージに貼付するか、パッケージの一部として側面、上面、底面のいずれかよく見える位置に印刷する。

# 免除適用商品のラベル

- ❁ 免除番号をラベル上に印刷しなければならない。
- ❁ 或いは、当該商品が販売のために陳列される場所の近くの目立つ位置（陳列棚や価格カードなど）に免除番号を表示してもよい。

# 免除適用商品のラベル

- ❁ 小売業者は免除を受けた商品に**特定のラベル／シール**および**免除番号**を貼らなければならない。さもなければ、《改訂規則》に違反したことになる。

# 食品安全中心による免除申請受付 の開始日時

- ◆ 《改訂規則》は 2010年7月1日より施行。
- ◆ 同センターは2009年9月1日より申請の受付を開始。

# 申請用紙

✿ 申請用紙は 2009年8月中に準備される

- ✿ 食品業者は**食品安全中心**のウェブサイトから申請用紙をダウンロードできる。
- ✿ 或いは、**食品安全中心**の各主要事務所でも入手することができる。
- ✿ 記入済み用紙はEメール、郵便、ファクシミリまたは手渡しで提出できる。

# 提出すべき情報および書類

- ◆ 個人または会社の名義で申請できる。
- ◆ 申請者は個人または会社の必要情報を漏れなく記入する必要がある。
- ◆ 有効な商業登記証の副本を提出する必要がある。
- ◆ 個人名義で申請する場合は、商業登記証の副本のほか、身分証明書の副本も提出する必要がある。

# 提出すべき情報および書類

申請者は、食品に関する詳細情報を記載しなければならない。これには以下を含む。

- ✦ ブランド名称
- ✦ 食品名称
- ✦ 正味重量／体積／個数
- ✦ 原産国
- ✦ 製造者／包装業者の明細
- ✦ 流通リスト(すなわち卸業者／小売業者の名称と住所)

# 提出すべき情報および書類

- ❖ 申請者は、商品の**食品名称**や**ブランド名称**、および商品のパッケージ上の**バーコード** (もしあれば) がわかるように、当該商品の写真やスキャン画像を提出しなければならない。
- ❖ 申請者は商品の空き箱またはパッケージを提出してもよい。

# 免除の許可

- 受付開始当初は大量の申請が集中することが予想されるが、食物安全中心は2009年10月末までに受け取った申請について、できる限り**12月18日まで**に結果を報告する。
- 免除許可書には、商品の**免除番号**が付与される。

# 免除の有効期間

- ❁ 免除の有効開始日は、一般的に2010年7月1日とする。
- ❁ 申請者は2010年8月から12月の期間のいずれかの月の第一日目を、免除の有効開始日としてよい。

# 免除の有効期間

✿ 一つの商品に対し、前後して複数の免除申請者があった場合、後に申請する者の免除有効期限は、下記のうち早い方の日時に準ずるものとする。

(a) 一人目の免除を受けた申請者の期間満了日。或いは、

(b) 当該商品の年間販売量が30,000個を上回ったとき。

# 免除費用の納付

- ❁ 申請者は2010年7月2日から7月24日の指定された期間内に、免除費用を納めなければならない。納められない場合、免除は取り消される。

# 2010年7月1日以降の予定

- 2010年7月1日の関連規則施行後、食品安全中心は申請書類を受け取ってから **14営業日以内**に結果を報告する。
- 免除申請が認められた申請者が免除費用を納付した後、同センターは**7営業日以内**に許可書を発布する。
- 申請から許可書発布までは、一般的に約二ヶ月を要する。

# インターネット上の操作システム

● 食品安全中心はネット上のプラットフォームを開設予定:

- 食品業者は、免除申請書を提出できる。
- 免除を受けた者は、免除を受けた商品の販売量を閲覧、報告できる。
- 市民は免除を受けている商品を知ることができる。

# インターネット上の操作システム

✿ システムは下記状況を食品安全中心および免除を受けた者に通知する。

- 免除を受けた商品の販売量が免除限度数に近づいたとき(たとえば、70%と90%のとき)
- 免除を受けた商品の販売量が免除限度数を上回ったとき

-以上-

どうもありがとうございました